

与謝野町立加悦小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ」は、「いじめ」を受けた児童にとっての教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長・発達及び人格の形成に重大な影響を与えることに止まらず、その生命、又は、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

加悦小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される安心・安全な学校・学級づくりを積極的に推進することを目的として、京都府・与謝野町・家庭及び地域社会をはじめとする様々な関係者との連携の下、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定の下に「いじめ」の未然防止、「いじめ」の早期発見及び迅速な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「与謝野町いじめ防止基本方針」に基づき、「加悦小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する適時性・効果性の高い取組を行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、校務分掌表にも明確に位置付け、機能させる。
- 2 「いじめ防止対策委員会」は、以下の分掌主任をもって構成し、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭（教育相談部長）・特別支援教育コーディネーター・該当学級担任・いじめ防止等専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官、弁護士等）
- 3 「いじめ防止対策委員会」は、毎月1回開催することを基本とし、緊急に必要な時はこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では以下のことを行う。
 - (1) いじめ対策組織委員会（以後 委員会）の周知徹底を行うため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童及び保護者に対して、委員会の存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。
また、いじめの早期発見のためには、委員会は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく。
さらに、児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

- (2) 委員会における情報共有の徹底を行うため、委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とする。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て委員会に報告・相談するとともに、委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化する。

- (3) 委員会の構成等に当たっては、上記の通りとし複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を整える。

さらに、いじめの未然防止・早期発見・いじめ事案への対処の実行化を実現するために、学校のいじめ対策の企画立案、いじめ事案への対処等を、学級担任を含めたすべての教職員が実行できるようにするなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

- (4) 委員会において、学校基本方針の策定や見直し、定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAFサイクルで検証する。

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうるものであるとともに、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象として、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない学級集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的な取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校教育のあらゆる場面で道徳教育の視点を持ち、人を思いやり尊重する心など豊かな人間性を育む。
- (2) 児童にとって、「できる」「分かる」という実感が持てる授業づくりを進め、内発的な学習意欲を育成する。また、中学校との連携を大切にしたい学びの連続性を意識した指導に努める。
- さらに、教科及び道徳の時間の学習をとおして、「ことばの力」を高めるとともに、ことばをとおして周囲の児童と心を合わせたりお互いを認め合ったりする心情を育てるための実践研究を推進する。
- (3) 人権教育の充実を図る中で、児童に人権に関する科学的な認識を育て、また、日常的な中に潜む人権問題に対して、解決に向けた実践的な行動力を育成する。
- (4) 「Q-U心理検査」を活用し、いじめ・不登校の早期発見と未然防止に努める。また、検査結果から児童個人の内面の状況・個人と学級全体の関係性・個人と担任との関係性・学習意欲等を分析し、望ましい集団活動ができる学級集団づくりと、児童にコミュニケーションスキルを育成するカリキュラムを作成する。

さらに、科学的な根拠に基づいた学級集団づくりを具体的に進め、児童にとって安心できる居場所のある学級・学校づくりを進める中で、自尊感情や承認感を高める。

- (5) 生徒指導部及び特別活動部が連携し、規範意識を高める取組やいじめ防止の全校的な活動を推進するとともに、児童にいじめについて正しく理解させ、傍観者とならず、教員への報告をはじめとするいじめを止めるための行動がとれる等の児童の主体的な行動力を身に付けさせる。

また、発達障害を含む障害のある児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

- (6) 教職員研修の充実を図り、教員一人一人がいじめをはじめとする人権問題への感性を鍛え、問題事象への具体的な対応や解決策を打ち出せる課題解決能力を高める。
- (7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つ。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

- (8) ウイルス等感染症へ感染したことによる当該児童やその家族、または医療従事者等への偏見や差別が生じないように、感染症に対する正しい知識を身に付けさせると同時に人権意識を高める教育活動を進める。
- (9) 地域との連携

いじめに係る状況及び対策について学校運営協議会へ情報共有するとともに、連携・協働による取組を進める。また、地域との連携・協働を進める。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員が分かりづらい場所や時間に行われたりする等、教職員が気づきづらく判断しづらい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

イ 「いじめ防止対策委員会」における情報については、全教職員で共有する。

ウ 緊急の場合には、職員会議等で情報を共有する。

- (2) 全児童を対象とした「いじめアンケート」を6月・11月に実施し、併せて、全児童から聞き取り調査を行う。
- (3) 全児童を対象として、「Q-U心理検査」を6月・11月に実施し、児童の学級での満足度を中心とする内面理解を進め、早期発見と望ましい学級集団づくりに努める。
- (4) 情報モラルの指導等を通して、ネットいじめ等の未然防止に努める。
- (5) 教育相談体制の整備と充実
 - ア 教育相談部会の定例化を図り、児童が困っていることを掌握する。
 - イ 校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、与謝野町適応指導教室等との連携を密にする。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・支援を行う。これらの対応については、教職員全体の共通理解を図り、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関との連携を図る。

2 いじめの発見・相談をうけた際の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した際、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞く等、いじめの有無の確認を行う。結果については、被害・加害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、与謝野町教育委員会に報告する。
- (4) 被害児童及びその保護者への支援を行うと共に、安心・安全な教育環境の確保へ向けての学校の取組方針を伝え、理解と協力を求める。
- (5) 児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察との連携を図る。
- (6) 加害・観衆・傍観児童への指導では、いじめ行為は「絶対に許されない」という毅然とした態度でいじめ行為を止めるとともに、その行為は「命に関わる重大なこと」とであると被害児童の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。併せて、加害行為の背景にある加害児童自身の課題に本人が気づき、適切な解決方法を見出せるような成長支援を行う。
- (7) 加害児童保護者への対応では、学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するため並びに二度といじめをしないために保護者の協力を求める。
- (8) いじめが起きた集団に対しても、自分の問題としてとらえさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、保護者や関係機関と連携の下、直ちに削除する措置をとる。また、場合によっては、保護者同意の下に証拠保全を行う。
- (3) 情報モラル教育の積極的・効果的な推進を図る。

第5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

「重大事態」とは、次にあげる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが

あると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項による）

- 1 重大事態が発生した場合には、直ちに与謝野町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省大臣決定）及び京都府「いじめ防止等のための基本的な方針」の下、「与謝野町教育委員会いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を与謝野町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第 6 関係機関との連携

1 家庭・地域社会との連携推進

- (1) P T A との連携の下、いじめに対する理解を深める取組（研修会等）を推進する。
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を学校評議員・民生児童委員・各区長等に発信し、地域コミュニティを基盤とした具体的な協力を得る。

2 関係機関との連携の推進

警察・児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

第 7 その他事項

- 1 「加悦小学校いじめ防止基本方針」は、P D C A サイクルによる評価の下、3 年の経過を目途とし、必要に応じて見直しを行う。
- 2 策定した「加悦小学校いじめ防止基本方針」については、加悦小学校ホームページ等で公開する。

附則 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 一部改正

令和 6 年 5 月 一部改正

令和 8 年 4 月 一部改正